

## 別紙 2

## 第2回送付物品

## ＜最高裁国民審査＞

区 分	1 一般 投票用紙	2 船員 不在者 投票用紙	3 点 字 投票用紙	4 点・字 シール	5 最高裁判所 裁判官の 氏名等揭示	6 注意書き
鳥取市	161,200	100	300	300	340	230
米子市	124,100	0	160	160	160	110
倉吉市	41,200	0	110	110	90	70
境港市	29,600	100	50	50	50	40
岩美町	10,500	100	30	30	90	70
若桜町	3,400	0	10	10	40	30
智頭町	6,800	0	10	10	40	30
八頭町	15,900	0	30	30	80	60
三朝町	6,000	0	50	50	80	60
湯梨浜町	15,100	0	50	50	50	40
琴浦町	15,700	100	20	20	70	50
北栄町	13,500	0	30	30	90	70
日吉津村	3,200	0	10	10	10	10
大山町	15,300	0	30	30	80	60
南部町	10,100	0	20	20	40	30
伯耆町	10,200	0	20	20	70	50
日南町	4,700	0	40	40	50	40
日野町	3,300	0	20	20	40	30
江府町	3,100	0	20	20	60	40
都市計	356,100	200	620	620	640	450
町村計	136,800	200	390	390	890	670
合 計	492,900	400	1,010	1,010	1,530	1,120
予備	200	100	90	90	120	80
(合計+予備)	493,100	500	1,100	1,100	1,650	1,200

## 別紙 2

## 第3回送付物品

〈小選挙区〉

区分	1 投票録	2 投票録 (在外)	3 開票録 表紙	4 有効投票 決定箋	5 無効投票 決定箋	6 疑問票 効力 決定箋	7 按分票 効力 決定箋	8 得票 集計表
鳥取市	300	4	4	8,000	500	200	10	130
米子市	150	4	4	6,200	800	150	10	60
倉吉市	80	4	4	2,100	300	150	10	30
境港市	50	4	4	1,600	200	100	10	20
岩美町	80	4	4	600	100	50	10	10
若桜町	40	4	4	250	100	50	10	10
智頭町	40	4	4	400	100	50	10	10
八頭町	70	4	4	850	150	150	10	30
三朝町	80	4	4	400	100	50	10	10
湯梨浜町	50	4	4	800	150	150	10	30
琴浦町	60	4	4	900	150	100	10	20
北栄町	50	4	4	750	100	100	10	20
日吉津村	10	4	4	200	100	50	10	10
大山町	70	4	4	850	200	150	10	30
南部町	40	4	4	600	100	100	10	20
伯耆町	60	4	4	600	150	150	20	20
日南町	50	4	4	300	100	50	10	10
日野町	40	4	4	250	100	50	10	10
江府町	50	4	4	250	100	50	10	10
都市計	580	16	16	17,900	1,800	600	40	240
町村計	790	60	60	8,000	1,800	1,300	160	250
合計	1,370	76	76	25,900	3,600	1,900	200	490
予備	130	24	24	150	50	50	10	10
(合計+予備)	1,500	100	100	26,050	3,650	1,950	210	500

## 別紙 2

## 〈比例代表〉

区 分	1 投票録	2 投票録 (在外)	3 開票録 表紙	4 有効投票 決定箋	5 無効投票 決定箋	6 疑問票 効力 決定箋	7 按分票 効力 決定箋	8 得 票 集 計 表
鳥取市	300	4	4	8,000	500	200	10	130
米子市	150	4	4	6,200	800	150	10	60
倉吉市	80	4	4	2,100	300	150	10	30
境港市	50	4	4	1,600	200	100	10	20
岩美町	80	4	4	600	100	50	10	10
若桜町	40	4	4	250	100	50	10	10
智頭町	40	4	4	400	100	50	10	10
八頭町	70	4	4	850	150	150	10	30
三朝町	80	4	4	400	100	50	10	10
湯梨浜町	50	4	4	800	150	150	10	30
琴浦町	60	4	4	900	150	100	10	20
北栄町	50	4	4	750	100	100	10	20
日吉津村	10	4	4	200	100	50	10	10
大山町	70	4	4	850	200	150	10	30
南部町	40	4	4	600	100	100	10	20
伯耆町	60	4	4	600	150	150	20	20
日南町	50	4	4	300	100	50	10	10
日野町	40	4	4	250	100	50	10	10
江府町	50	4	4	250	100	50	10	10
都市計	580	16	16	17,900	1,800	600	40	240
町村計	790	60	60	8,000	1,800	1,300	160	250
合 計	1,370	76	76	25,900	3,600	1,900	200	490
予備	130	24	24	150	50	50	10	10
(合計+予備)	1,500	100	100	26,050	3,650	1,950	210	500

別紙2

＜最高裁国民審査＞

区分	1	2	3 4 5			6	7 8 9			10
	投票録	開票録 表紙	有効投票 決定箋			無効投票 決定箋	投票計算表			投票 集計表
			1表の1	1表の2	1表の3	2表	3表の1	3表の2	4表	5表
鳥取市	300	4	7,050	7,050	2,500	500	150	680	100	130
米子市	150	4	5,050	5,050	1,750	800	80	490	30	60
倉吉市	80	4	2,100	2,100	750	300	40	220	20	30
境港市	50	4	1,400	1,400	500	200	30	150	10	20
岩美町	80	4	650	650	250	100	20	60	10	10
若桜町	40	4	300	300	100	100	10	30	10	10
智頭町	40	4	450	450	150	100	10	50	10	10
八頭町	70	4	900	900	350	150	30	90	30	30
三朝町	80	4	400	400	150	100	10	40	10	10
湯梨浜町	50	4	750	750	250	150	30	80	30	30
琴浦町	60	4	900	900	350	150	20	90	20	20
北栄町	50	4	700	700	250	100	20	70	20	20
日吉津村	10	4	150	150	50	100	10	10	10	10
大山町	70	4	950	950	400	200	30	100	30	30
南部町	40	4	550	550	250	100	20	50	20	20
伯耆町	60	4	550	550	200	150	20	60	20	20
日南町	50	4	400	400	150	100	10	40	10	10
日野町	40	4	250	250	100	100	10	30	10	10
江府町	50	4	250	250	100	100	10	20	10	10
都市計	580	16	15,600	15,600	5,500	1,800	300	1,540	160	240
町村計	790	60	8,150	8,150	3,100	1,800	260	820	250	250
合計	1,370	76	23,750	23,750	8,600	3,600	560	2,360	410	490
予備	130	24	250	250	200	50	140	140	190	160
(合計+予備)	1,500	100	24,000	24,000	8,800	3,650	700	2,500	600	650

別紙 2

啓発関係

選挙公報

区 分	啓発関係					選挙公報	1
	1 総務省 ポスター	2 総務省 点字パンフ	3 総務省 音声CD	4 総務省 リーフレッ ト	5 選挙のしお り(リーフレ ット)	選挙公報 (小選挙区)	
鳥取市	11	11	11	3,000	99,300	99,300	←印刷所で直接引き渡し
米子市	4	4	4	200	72,300	72,300	
倉吉市	4	4	4	2,500	23,000	23,000	
境港市	3	3	3	100	16,300	16,300	
岩美町	2	2	2	200	5,100	5,100	←印刷所で直接引き渡し
若桜町	2	2	2	50	1,600	1,600	←印刷所で直接引き渡し
智頭町	2	2	2	300	3,100	3,100	←印刷所で直接引き渡し
八頭町	4	4	4	500	6,500	6,500	←印刷所で直接引き渡し
三朝町	2	2	2	100	2,900	2,900	
湯梨浜町	4	4	4	200	6,700	6,700	
琴浦町	3	3	3	200	7,000	7,000	
北栄町	3	3	3	100	5,600	5,600	
日吉津村	2	2	2	50	1,300	1,300	
大山町	4	4	4	100	6,500	6,500	
南部町	3	3	3	500	4,500	4,500	
伯耆町	3	3	3	100	4,600	4,600	
日南町	2	2	2	100	2,500	2,500	
日野町	3	3	3	50	1,700	1,700	
江府町	2	2	2	100	1,300	1,300	
都市計	22	22	22	5,800	210,900	210,900	
町村計	41	41	41	2,650	60,900	60,900	
合 計	63	63	63	8,450	271,800	271,800	
予備	0	0	0	0	0	400	
(合計+予備)	63	63	63	8,450	271,800	272,200	

## 別紙 2

## 第4回送付物

## 選挙公報

区 分	1	2	
	選挙公報 (比例代表)	選挙公報 (国民審査)	
鳥取市	99,300	99,300	←印刷所で直接引き渡し
米子市	72,300	72,300	
倉吉市	23,000	23,000	
境港市	16,300	16,300	
岩美町	5,100	5,100	←印刷所で直接引き渡し
若桜町	1,600	1,600	←印刷所で直接引き渡し
智頭町	3,100	3,100	←印刷所で直接引き渡し
八頭町	6,500	6,500	←印刷所で直接引き渡し
三朝町	2,900	2,900	
湯梨浜町	6,700	6,700	
琴浦町	7,000	7,000	
北栄町	5,600	5,600	
日吉津村	1,300	1,300	
大山町	6,500	6,500	
南部町	4,500	4,500	
伯耆町	4,600	4,600	
日南町	2,500	2,500	
日野町	1,700	1,700	
江府町	1,300	1,300	
都市計	210,900	210,900	
町村計	60,900	60,900	
合 計	271,800	271,800	
予備	200	200	
(合計+予備)	272,000	272,000	

区 分	〈小選挙区〉	〈比例代表〉	〈各選挙共通〉		〈最高裁国民審査〉	
	点字指名 票等 (小選挙区 ・比例代表 国民審査)	点字指名 票等 (小選挙区 ・比例代表 国民審査)	政 党 名 掲 示	政党名・ 名簿登載 者 氏 名 掲 示	啓 発 用 ポ ケ ッ ト テ ィ ッ シ ュ	点字指名 票等 (小選挙区 ・比例代表 国民審査)
鳥取市	109	109	1,400	200	3,000	109
米子市	50	50	490	110	1,000	50
倉吉市	30	30	300	60	1,000	30
境港市	18	18	150	40	500	18
岩美町	28	28	230	60	200	28
若桜町	15	15	100	30	300	15
智頭町	14	14	80	20	300	14
八頭町	26	26	190	50	500	26
三朝町	26	26	220	50	300	26
湯梨浜町	18	18	130	40	300	18
琴浦町	22	22	170	40	300	22
北栄町	19	19	140	30	200	19
日吉津村	7	7	20	10	200	7
大山町	27	27	200	50	600	27
南部町	15	15	100	30	200	15
伯耆町	22	22	160	40	300	22
日南町	18	18	130	30	150	18
日野町	15	15	100	30	100	15
江府町	19	19	140	40	100	19
都市計	207	207	2,340	410	5,500	207
町村計	291	291	2,110	550	4,050	291
合 計	498	498	4,450	960	9,550	498
予備	22	22	130	40	0	22
(合計+予備)	520	520	4,580	1,000	9,550	520

(別紙 3)

受 渡 方 法

※物資の受渡しにおける注意事項

受渡しに当たっては、受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。また、その際本人確認を行うので、身分証明書を提示すること。

1 第1回輸送【投票用紙（小選挙区、比例代表）等】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、県庁第二庁舎4階22会議室で、午前9時から9時30分の間に受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

2 第2回輸送【投票用紙（国民審査）等】

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、県庁第二庁舎4階22会議室で、午前9時から9時30分の間に受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

3 第3回輸送【選挙公報、投開票関係諸用紙等】

(1) 選挙公報（小選挙区）

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、日ノ丸印刷株式会社東郷工場（鳥取市本高421-8）で、午前8時30分から9時までの間に選挙公報（小選挙区分）の受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

(2) 投開票関係諸用紙等

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、県庁第二庁舎4階22会議室で、午前9時から9時30分の間に受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

4 第4回輸送【選挙公報、審査公報】

(1) 選挙公報（比例代表）

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、新日本海新聞社（鳥取市五反田町12番3）で、午前8時30分から9時30分までの間に選挙公報（比例代表分）の受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

(2) 審査公報

鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会に対しては、日ノ丸印刷株式会社東郷工場（鳥取市本高421-8）で、午前8時30分から9時30分までの間に審査公報の受渡しを行う。

上記以外の選挙管理委員会に対しては、別紙4の輸送計画に沿って受渡しを行う。

(別紙 4)

輸 送 計 画

(1) 日 程

○ 以下の日程と時間は変更になることがあります。

輸送の名称	輸 送 日	輸 送 方 法
第1回輸送	平成29年10月 6日（金）	県庁出発
第2回輸送	平成29年10月 8日（日）	県庁出発
第3回輸送	平成29年10月12日（木）	県庁及び印刷所出発
第4回輸送	平成29年10月15日（日）	印刷所出発

(2) 行 程

○ 以下の日程により物資輸送を行う予定です。

○ 経路等を変更する場合があります。

【第1回輸送】

予定時間	受渡場所	受渡市町村
9:00	第1回は県庁出発	（トラックは、8:00 県庁第二庁舎玄関着）



9 : 4 0 ~		
1 0 : 0 0	湯梨浜町役場	湯梨浜町
1 0 : 1 0 ~		
1 0 : 3 0	倉吉市役所	倉吉市、三朝町
1 0 : 5 0 ~		
1 1 : 1 0	北栄町役場	北栄町
1 1 : 2 0 ~		
1 1 : 4 0	琴浦町役場	琴浦町
1 2 : 5 0 ~		
1 3 : 0 0	大山町役場	大山町
1 3 : 1 0 ~		
1 3 : 3 0	日吉津村役場	日吉津村
1 3 : 4 0 ~		
1 4 : 0 0	米子市役所	米子市、境港市
1 4 : 0 0 ~		
1 4 : 2 0	鳥取県西部総合事務所	鳥取県西部総合事務所
1 4 : 3 0 ~		
1 4 : 5 0	伯耆町役場	南部町、伯耆町
1 5 : 0 0 ~		
1 5 : 2 0	江府町防災情報センター	江府町
1 5 : 3 0 ~		
1 5 : 5 0	日野町役場	日南町、日野町

(備考) 第1回輸送のみ、米子市役所の後に鳥取県西部総合事務所を経由する。

【第2回～第4回輸送】

予定時間	受渡場所	受渡市町村
9 : 0 0	第2回は県庁出発	(トラックは、8:00 県庁第二庁舎玄関着)
	第3回は県庁・印刷業者出発	(トラックは、8:00 県庁第二庁舎玄関着、8:30 印刷業者着)
	第4回は印刷業者出発	(トラックは、8:30 印刷業者着)
9 : 4 0 ~		
1 0 : 0 0	湯梨浜町役場	湯梨浜町
1 0 : 1 0 ~		
1 0 : 3 0	倉吉市役所	倉吉市、三朝町
1 0 : 5 0 ~		
1 1 : 1 0	北栄町役場	北栄町
1 1 : 2 0 ~		

11:40	琴浦町役場	琴浦町
12:50		
~		
13:00	大山町役場	大山町
13:10		
~		
13:30	日吉津村役場	日吉津村
	(第2回)	
13:40	米子市役所	
~	(第3回、第4回)	
14:00	合同印刷株式会社	米子市、境港市
14:20		
~		
14:40	伯耆町役場	南部町、伯耆町
14:50		
~		
15:10	江府町防災情報センター	江府町
15:20		
~		
15:40	日野町役場	日南町、日野町

(備考) 米子市役所輸送分について、第3回及び第4回輸送は、合同印刷株式会社(米子市和田町2005-2)で受け渡す。

### (9) 総選挙の執行について(依頼)

第201700155146号

平成29年9月28日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の執行について(依頼)

本日、衆議院が解散されたことに伴い、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査が、下記のとおり執行される予定です。

ついては、貴委員会の管理執行事務に遺漏のないようよろしくお願いします。

なお、このことについて、別添写しのとおり関係機関へ依頼しましたので、併せてお知らせします。

#### 記

- 1 選挙の期日(審査期日) 平成29年10月22日(日)
- 2 選挙期日の公示日(審査期日の告示日) 平成29年10月10日(火)

第201700155146号

平成29年9月28日

鳥取地方検察庁検事正  
鳥取地方法務局長  
各放送事業者代表者  
各バス事業者代表者  
各金融機関代表者  
各不在者投票管理者

様

鳥取県選挙管理委員会委員長

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の執行について(依頼)

各種選挙の執行に当たりましては、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、衆議院が解散されたことに伴い、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判

所裁判官国民審査が、下記のとおり執行される予定です。

ついては、この選挙の執行に当たり、貴機関の格別の御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 選挙の期日（審査期日） 平成29年10月22日（日）
- 2 選挙期日の公示日（審査期日の告示日） 平成29年10月10日（火）

（送付先）

日本放送協会鳥取放送局長  
日本海テレビジョン放送株式会社代表取締役社長  
山陰中央テレビジョン放送株式会社代表取締役社長  
株式会社山陰放送代表取締役社長  
株式会社エフエム山陰代表取締役社長  
日ノ丸自動車株式会社代表取締役社長  
日本交通株式会社代表取締役社長  
株式会社山陰合同銀行頭取  
株式会社鳥取銀行頭取  
鳥取信用金庫理事長  
米子信用金庫理事長  
倉吉信用金庫理事長  
鳥取地方検察庁検事正  
鳥取地方法務局長  
各不在者投票管理者

## （10）選挙当日選挙人名簿（在外選挙人名簿）登録者数及び有権者数の報告について（通知）

第201700155516号  
平成29年9月28日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

選挙当日選挙人名簿（在外選挙人名簿）登録者数及び有権者数の報告について（通知）

このことについては、平成29年9月28日付第201700155607号で通知しているところですが、下記の点に留意の上、報告期限に遅れないようにしてください。

記

- 1 報告期限は、10月21日（土）正午であること。
- 2 住民基本台帳担当課との連絡を必ず行い、死亡者数等を的確に把握し、報告後の訂正を行うことのないようにすること。
- 3 報告はファクシミリ（0857-26-8129）又は電子メール（senkan@pref.tottori.lg.jp）で行うこと。  
また、後日公文書の送付は不要であること。
- 4 選挙人名簿関係
  - （1）選挙当日登録者数  
住所移転、失権等によってその旨の表示がなされている者も含むこと。
  - （2）選挙当日有権者数
    - ア 失権の表示がなされている者は含まないこと。
    - イ 住所移転により表示がなされている者も含むこと。（他の市町村との二重登録者も含むこと。）
    - ウ 期日前投票を行った者のうち、選挙期日までの間に選挙権を有しなくなった者は含むこと。
  - （3）平成29年10月9日に選挙時登録者数として当委員会に報告する数を確認の上、報告すること。
- 5 在外選挙人名簿関係
  - （1）公示日から選挙期日までの間は、登録を行わないこととなっていること。
  - （2）選挙当日登録者数  
住民票作成、失権等によってその旨の表示がなされている者は含むこと。
  - （3）選挙当日有権者数
    - ア 失権の表示がなされている者は含まないこと。
    - イ 住民票作成により表示がなされている者は含むこと。（選挙人名簿との二重登録者も含むこ

と。)

- ウ 期日前投票を行った者のうち、選挙期日までの間に選挙権を有しなくなった者は含むこと。  
 (4) 平成29年10月9日の選挙時登録日現在の登録者数として当委員会に報告する数を確認の上、報告すること。

## (11) 衆議院議員総選挙における速報投票区の投票状況の速報の取扱いについて(通知)

第201700156551号  
 平成29年9月28日

鳥取市  
 米子市  
 倉吉市  
 境港市  
 岩美町  
 八頭町  
 琴浦町  
 大山町  
 日南町

選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における速報投票区の投票状況の速報の取扱いについて(通知)

平成29年10月22日執行予定の第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における速報投票区の投票状況に係る速報については、別添の「衆議院小選挙区選出議員選挙推定投票率速報要領」により実施しますので、特に下記事項に注意して、この速報が迅速かつ的確に行われますようお願いいたします。

記

- 投票期日の9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分及び20時の各現在時における速報を行うこと(計13回)。
- 速報時刻には、貴委員会に対して電話により定時照会を行うので、速報責任者は、速報時刻の10分前現在で投票者数を確認し、電話口で待機すること。
- 報告に使用する様式別添のとおり。

※別添省略

## (12) 候補者等への交付資料等一覧表

### ア 立候補予定者説明会

番号	品目	数量
<b>1 候補者届出関係書類</b>		
1	(1) 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書(政党届出)	2
2	(2) 候補者届出要件該当確認書(1号該当)	2
3	添付書類1 承諾書	2
4	添付書類2 宣誓書	2
5	(3) 候補者届出要件該当確認書(2号該当)	2
6	(4) (候補者の重複届出をしていない旨の) 宣誓書	2
7	(5) 候補者となることの同意書	2
8	(6) (候補者となることができない者でない旨の) 宣誓書	2
9	(7) 候補者となるべき者の選定手続き等を記載した文書及び宣誓書	2
10	(8) 通称認定申請書(政党届出)	2
11	(9) 通称認定承諾書(政党届出)	2

12	(10)	衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）	2
13	(11)	所属する政党（政治団体）に関する文書	2
14	(12)	団体所属証明書	2
15	(13)	衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）	2
16	(14)	候補者推薦届出承諾書	2
17	(15)	選挙人名簿登録証明書	4
18	(16)	選挙人名簿登録証明書交付申請書	4
19	(17)	通称認定申請書（本人届出）	2
20	(18)	届出事務等を行う者の届出書（政党届出）	2
<b>2 選挙事務所関係書類</b>			
21	(1)	選挙事務所設置届出書（候補者又は推薦届出者）	2
22	(2)	選挙事務所設置届出書（候補者届出政党）	2
23	(3)	選挙事務所異動届出書（候補者又は推薦届出者）	12
24	(4)	選挙事務所異動届出書（候補者届出政党）	12
25	(5)	選挙事務所（設置・異動）承諾書	5
26	(6)	候補者推薦届出者代表者証明書	2
<b>3 出納責任者関係書類</b>			
27	(1)	出納責任者選任届出書（候補者）	2
28	(2)	出納責任者選任届出書（届出政党）	2
29	(3)	出納責任者異動届出書（候補者）	2
30	(4)	出納責任者異動届出書（届出政党）	2
31	(5)	出納責任者（選任・解任）承諾書	2
32	(6)	出納責任者職務代行開始届出書	2
33	(7)	出納責任者職務代行終了届出書	2
<b>4 演説会関係書類</b>			
34	(1)	個人演説会開催申出書	50
35	(2)	個人演説会開催申出の撤回申出書	10
36	(3)	政党演説会等開催申出書	50
37	(4)	政党演説会等開催申出の撤回申出書	10
<b>5 立会人関係書類</b>			
38	(1)	開票立会人となるべき者の届出書（候補者または推薦届出者）	50
39	(2)	開票立会人となるべき者の届出書（候補者届出政党）	50
40	(3)	（開票立会人となるべきことの）承諾書	50
41	(4)	選挙立会人となるべき者の届出書（候補者または推薦届出者）	2
42	(5)	選挙立会人となるべき者の届出書（候補者届出政党）	2
43	(6)	（選挙立会人となるべきことの）承諾書	2
<b>6 政見放送・選挙公報関係書類</b>			
44	(1)	選挙公報掲載申請書	2
45	(2)	選挙公報掲載文原稿用紙	2
46	(3)	政見放送申込書	5
47	(4)	（政見放送の申し込みを行う）代理人証明書	5
48	(5)	（届出事項を変更しない旨の）確約書	5
49	(6)	テープ録画（録音）方式届	5
50	(7)	テープ録画（録音）方式届（添付書類1）その1, その2	各5
51	(8)	テープ録画（録音）方式届（添付書類2）その1, その2	各5
52	(9)	出席証明書	5
53	(10)	録音物使用申請書	5
54	(11)	録音用原稿用紙（15×20）	5

55	(12)	録音用原稿用紙(15×10)	5
56	(13)	政見放送用の録音・録画の契約届出書	5
57	(14)	政見放送用録音・録画証明書	5
58	(15)	政見放送用の録音・録画請求書	5
59	(16)	政見放送用の録音・録画請求内訳書	5
60	(17)	候補者経歴書	5
<b>7 選挙運動用自動車(公営)関係書類</b>			
61	(1)	選挙運動用自動車の使用契約届出書	5
62	(2)	自動車燃料代確認申請書	5
63	(3)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	5
64		選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	5
65		選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	5
66	(4)	請求書(選挙運動用自動車の使用)	10
67	(5)	請求内訳書(一般運送契約)	5
68	(6)	請求内訳書(一般運送契約以外・自動車)	5
69		請求内訳書(一般運送契約以外・燃料)	5
70		請求内訳書(一般運送契約以外・運転手)	5
<b>8 選挙運動用ポスター(公営)関係書類</b>			
71	(1)	ポスター作成契約届出書	3
72	(2)	ポスター作成枚数確認申請書	3
73	(3)	ポスター作成証明書	3
74	(4)	請求書(ポスター)	3
75	(5)	請求内訳書(ポスター)	3
76	(6)	選挙用ポスター証紙交付申請書	2
<b>9 選挙運動用ビラ(公営)関係書類</b>			
77	(1)	ビラ作成契約届出書	3
78	(2)	ビラ作成枚数確認申請書	3
79	(3)	ビラ作成証明書	3
80	(4)	請求書(ビラ)	3
81	(5)	請求内訳書(ビラ)	3
82	(6)	選挙用ビラ証紙交付申請書(候補者又は推薦届出者)	2
83	(7)	選挙用ビラ証紙交付申請書(候補者届出政党)	2
84	(8)	選挙用ビラ届出書	2
<b>10 選挙運動用通常葉書(公営)関係書類</b>			
85	(1)	通常葉書作成契約届出書	3
86	(2)	通常葉書作成枚数確認申請書	3
87	(3)	通常葉書作成証明書	3
88	(4)	請求書(通常葉書の作成)	3
89	(5)	請求内訳書(通常葉書分)	3
<b>11 選挙事務所立札・看板(公営)関係書類</b>			
90	(1)	選挙事務所用立札・看板作成契約届出書	3
91	(2)	選挙事務所用立札・看板作成枚数確認申請書	3
92	(3)	選挙事務所用立札・看板作成証明書	3
93	(4)	請求書(選挙事務所用立札・看板の作成)	3
94	(5)	請求内訳書(選挙事務所用立札・看板)	3
<b>12 自動車等取付用立札・看板(公営)関係書類</b>			
95	(1)	自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	3
96	(2)	自動車等取付用立札・看板作成枚数確認申請書	3



97	(3)	自動車等取付用立札・看板作成証明書	3
98	(4)	請求書(自動車等取付用立札・看板の作成)	3
99	(5)	請求内訳書(自動車等取付用立札・看板分)	3
<b>13 個人演説会場用立札・看板(公営)関係書類</b>			
100	(1)	個人演説会場用立札・看板作成契約届出書	3
101	(2)	個人演説会場用立札・看板作成枚数確認申請書	3
102	(3)	個人演説会場用立札・看板作成証明書	3
103	(4)	請求書(個人演説会場用立札・看板の作成)	3
104	(5)	請求内訳書(個人演説会場用立札・看板)	3
<b>14 選挙運動費用関係書類</b>			
105	(1)	(報酬を支給する者の)届出書 甲	10
106		(報酬を支給する者の)届出書 乙	30
107	(2)	選挙運動費用収支報告書 収入その1	10
108		選挙運動費用収支報告書 収入その2	20
109		選挙運動費用収支報告書 収入その3	10
110		選挙運動費用収支報告書 支出その1	40
111		選挙運動費用収支報告書 支出その2	10
112	(3)	収支報告書記載上の注意事項	1
113	(4)	領収書を徴し難い事情があった支出の明細書 その1	5
114		領収書を徴し難い事情があった支出の明細書 その2	5
115		振込明細書に係る支出目的書	20
116	(5)	会計帳簿の様式 その1	1
117		会計帳簿の様式 その2	1
118	(6)	寄附金控除のための確認申請書	2
119	(7)	寄附金控除のための書類	10
<b>15 証明書類関係書類(見本は当日必要数に押印)</b>			
120	(1)	候補者用通常葉書使用証明書(見本)	1
121	(2)	候補者届出政党用通常葉書使用証明書(見本)	1
122	(3)	選挙運動用通常葉書差出票(見本)	1
123	(4)	新聞広告掲載証明書(候補者)(見本)	1
124	(5)	新聞広告掲載証明書(候補者届出政党)(見本)	1
125	(6)	新聞広告掲載承諾通知書(候補者)(見本)	1
126	(7)	新聞広告掲載承諾通知書(候補者届出政党)(見本)	1
127	(8)	公職の候補者旅客運賃後払証(見本)	1
128	(9)	選挙用ピラ証紙交付票(候補者)(見本)	1
129	(10)	選挙用ピラ証紙交付票(候補者届出政党)(見本)	1
130	(11)	選挙用ポスター証紙交付票(見本)	1
<b>16 候補者の手引等</b>			
131	(1)	事務処理日程表	1
132	(2)	候補者届出政党・候補者の手引	1
133	(3)	候補者届出政党が行う各種届出の名義人について	1
134	(4)	出納責任者の手引き	1
135	(5)	衆議院議員小選挙区選出議員選挙における公営の単価等について	1
136	(6)	選挙運動用自動車等で街頭演説を行う場合の道路交通法上の留意事項について	1
137	(7)	点字版「選挙のお知らせ」製作のために	1
<b>17 書式例・記載例、その他</b>			
138		各種契約書の書式例	1
139		候補者届等記載例	1

140	個人演説会を開催することができる公営施設の指定一覧表	1
-----	----------------------------	---

## イ 候補者交付物品・証明書

物品番号	品目	数量
1	胸章（白バラ）	1
2	選挙事務所用標札（候補者用）	1
3	自動車用表示板（候補者用）	1
4	拡声機表示板（候補者用）	1
5	個人演説会表示板	5
6	乗車用腕章	4
7	運動員用腕章	11
8	街頭演説用標旗	1
9	候補者用通常葉書使用証明書	1
10	候補者用通常葉書受領書	1
11	選挙運動用通常葉書差出票	70
12	新聞広告掲載証明書	5
13	新聞広告掲載承諾通知書	5
14	公職の候補者旅客運賃後払証	15
15	選挙用ビラ証紙交付票	1
16	選挙用ビラ証紙受領書	1
17	個人演説会等を開催することができる公営施設の指定一覧表	1
18	鳥取県公報の写し（選挙運動費用制限額の告示等）	1

## ウ 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出政党交付物品・証明書

物品番号	品目	数量
1	選挙事務所用標札（候補者届出政党用） （候補者を届け出た選挙区ごとに1）	
2	自動車用表示板（都道府県ごとに1）	
3	拡声機表示板（都道府県ごとに1）	
4	政党演説会表示板（都道府県ごとに2×届出候補者数）	
5	候補者届出政党用通常葉書使用証明書（1候補者につき1）	
6	新聞広告掲載証明書	
7	新聞広告掲載承諾通知書	
8	選挙用ビラ証紙交付票（1選挙区につき1）	
9	候補者届出政党用ビラ証紙受領書	
10	選挙用ポスター証紙交付票（1選挙区につき1）	
11	候補者届出政党用ポスター証紙受領書	